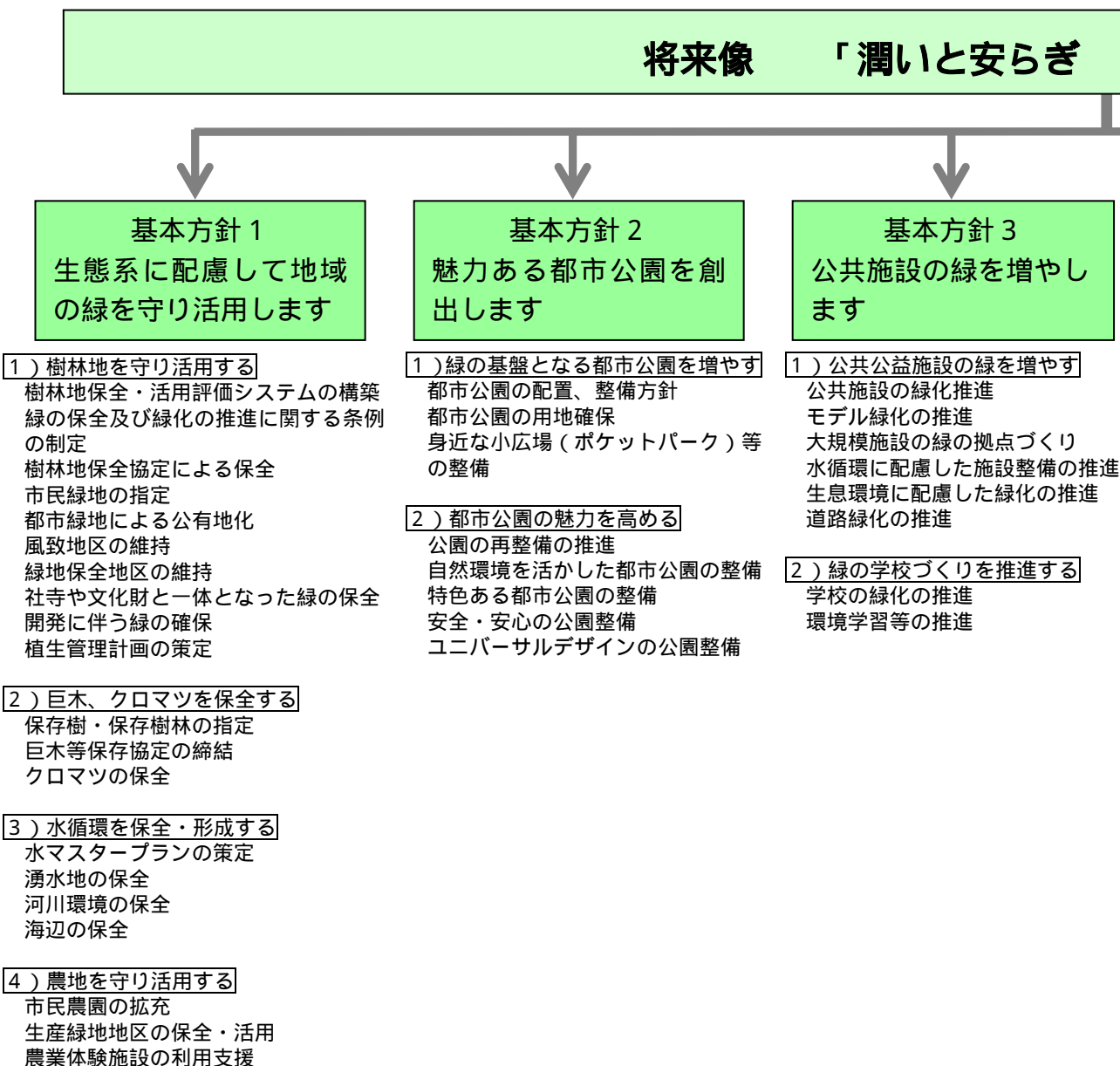


第4章 基本的な施策

1. 施策の体系

計画の基本理念、将来像、基本方針を受けて、本市における緑の保全、創出、育成を推進する施策の体系を示します。

施策は、以下に示す6つの基本方針に基づいて取り組んでいきます。



あふれる緑豊かなまち」

基本方針 4

民有地の緑を増やします

1) 緑あふれるまちづくりの推進

- 住宅地の緑化の推進
- オープンガーデンの推進
- 屋上や壁面への緑化の推進
- 総合設計制度や地区計画等による緑化の推進
- 緑地協定の推進
- 商業・業務地の緑化の推進
- 工場等の緑化の推進

基本方針 5

水と緑のネットワークを形成します

1) 機能別のネットワークを形成する

- ビオトープネットワークの形成
- 防災ネットワークの形成
- レクリエーションネットワークの形成
- 風の道づくりの推進
- 桜ネットワーク整備構想の推進
- 大規模な公園緑地等のネットワークの形成

基本方針 6

緑のパートナーシップを推進します

1) 緑と花に対する関心を高める

- 啓発活動の推進
- 緑と花のイベントの開催
- 緑と花の講習会の充実

2) 緑と花の組織(人)をつくる

- 緑の調査専門委員の活用
- 緑と花に関する市民団体のネットワーク化の推進
- 緑地の管理ボランティアの育成
- (仮称) 緑の市民大学の設置

3) 緑と花の活動への支援

- 市民参加の公園・緑地づくり
- 緑のリサイクル活動の推進
- 市川市緑の基金の協力・支援
- 緑のトラスト運動の支援
- 公園ボランティアへの支援
- 「樹木1本、生垣1m運動」の支援

2. 基本的な施策

本市の緑の課題をテーマごとに整理した基本方針に基づき、ここでは計画実現へ向けての基本的な施策を示します。

(1) 生態系に配慮して地域の緑を守り活用します

地域の生態系や自然環境を特徴づける樹林地、屋敷林、社寺林、クロマツ、巨木、農地、水辺の環境をその特性に合わせて守り、多様な動植物の生息・生育環境とするとともに、暮らしの中に憩いと潤いを提供する緑として守り活用します。

1) 樹林地を守り活用する

樹林地保全・活用評価システムの構築

- ・ 民有樹林地について、植物の生育状況、活用のしやすさを示す傾斜度、緑のつながりとまとまりを示す面積規模、周囲の土地利用及び市民の関わり度合い等を評価項目とし、自然環境保全再生指針と連携を図り、「樹林地保全・活用評価システム」を構築します。
- ・ このシステムによる評価を行い、民有樹林地を保全・活用していくための方策に活用します。

緑の保全及び緑化の推進に関する条例の制定

- ・ 緑の保全・活用に関する手法等について、必要な事項を定める条例を制定します。

樹林地保全協定による保全

- ・ 市と山林所有者の間で締結されている樹林地保全に関する協定については、今後も継続

します。また、市街地内の屋敷林等について新たな指定の拡大を進めます。

- ・ 近隣市や山林所有者等と連携して、都市近郊の樹林地が保全されるよう国や県に要望します。

市民緑地の指定

- ・ 市民への開放や利用が望ましいとされる一定規模以上の樹林地は、地権者の協力のもとに市民緑地として開放・活用します。
- ・ 市民緑地等による樹林地の開放に際しては誰もが安心して利用できるよう、市民が主体になって、安全性を十分に考慮した整備や維持・管理を進めます。

都市緑地による公有地化

- ・ 民有樹林地としての保全が困難と判断されその樹林地が重要であると認められる場合には都市緑地等による公有地化を進めます。

風致地区の維持

- ・ 風致地区として指定されている5地区は、引き続き地区指定を維持し、緑化指導を充実することによって緑が多い周囲の景観と調和する街並みを維持します。

緑地保全地区の維持

- ・ 行徳近郊緑地特別保全地区（83ha）、緑地保全地区3箇所（約2ha）は今後も指定を維持します。
- ・ 良好な自然環境を有する等の緑地保全地区に相当する樹林地は、土地所有者の同意を得て、緑地保全地区の新たな指定に努めます。

社寺や文化財と一体となった緑の保全

- ・身近な社寺、文化財と一体となった樹木・樹林地を歴史と文化が学べる場として、保全、活用します。

開発に伴う緑の確保

- ・樹林地における宅地造成等の開発に対し自然環境への影響に配慮していくため、自然度が高い部分の保全、もしくは代替環境の創出を進めます。

植生管理計画の策定

- ・保全・活用の対象となった樹林地では、その特性及び活用内容に適合した植生管理を進めていくために「この樹林地はこのような林に」という管理の方針を示した「(仮称)植生管理計画」を市民とともに策定し、継続的な維持・管理の支援を行います。

2) 巨木、クロマツを保全する

保存樹・保存樹林の指定

- ・公有地及び社寺林の中で、景観上或いは文化財と一体となって歴史を伝える優れた樹木や樹林については、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき、保存樹、保存樹林の指定を推進します。

巨木等保存協定の締結

- ・緑の少ない市街地等では、民有地や屋敷林に生育する巨木、クロマツを対象に、市の樹木の保存等に関する協定の締結を推進します。

クロマツの保全

- ・クロマツの所有者に対して、保全に向けた条件等の調査により、保全対策を進めます。
- ・クロマツの病虫害については、薬剤散布等による支援を維持します。

3) 水循環を保全・形成する

水マスタープランの策定

- ・良好な水循環の再生に関わる新たな施策を総合的かつ体系的に推進することを目的とした「水マスタープラン」を策定します。

湧水地の保全

- ・市内に残る湧水地の状況について把握し、水源涵養の役割を果たす斜面樹林を保存樹林等に指定する等により、湧水地を含めて一体的に保全します。

河川環境の保全

- ・河川や調節池の水辺は、水域と陸域を結ぶエコトーン*として重要であり、瀬や淵等の多様な河川形状と水辺植物の保全・再生を行なうとともに、市民が水辺に親しめる場として活用します。
- ・水と緑のネットワークの軸や拠点としての機能を担うため、市民に親しめる水辺として保全・再生します。

海辺の保全

- ・臨海部は、環境学習*の場となるような良好な自然環境を保全します。
- ・三番瀬の周辺は、市民が海辺に親しめ、クロマツの名所となるような拠点づくりによる里海を再生します。

4) 農地を守り活用する

市民農園の拡充

- ・農業体験等の余暇やレクリエーションを楽しむことが市民に広く定着しつつあり、市民のニーズに対応して、市民農園の更なる普及を推進します。

生産緑地地区の保全・活用

- ・農業と調和した良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地法の規定に基づき、緑地機能を有すると認められる農地については追加指定を進めます。
- ・将来的にも緑地としての保全が必要なところについては、指定の解除の手続きがあった場合には、公園の配置計画に基づき、公園や市民農園等への転換を進めます。

農業体験施設の利用支援

- ・民間が設置する体験農園、市民農園及び観光農園等について市の出版物やホームページ等により、ピーアールします。

(2) 魅力ある都市公園を創出します

歩いていける距離に、緑に囲まれた魅力的な公園・広場を創出し、市民が、健康で安全に暮らすことができる緑豊かな環境づくりを推進します。

1) 緑の基盤となる都市公園を増やす

都市公園の配置、整備方針

- ・身近にある街区公園から、市民全体を対象とする総合公園まで、市民がいつでも都市公園を利用できるよう適正な配置をします。

住区基幹公園

主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。

都市基幹公園

主として一つの市町村の区域内に居住する者の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として設けられる基幹的な公園で、その主たる機能から総合公園及び運動公園に区分される。

表 4-1.都市公園種類別の配置、整備方針

都市公園		整備方針
A 住区基幹公園	a 街区公園	最も身近な公園として街区の実状に合わせ、遊戯、運動、憩い等に配慮して施設を配置します。誘致距離 250m、面積 0.25ha を標準として、25 箇所、7.3ha を整備します。
	b 近隣公園	主に近隣に居住する市民の利用に供することを目的とする公園で、住民の日常的な屋外レクリエーション活動に応じた施設を中心に構成されます。誘致距離 500m、面積 2ha を標準として 8 箇所、14.3ha を整備します。
	c 地区公園	主として徒歩圏域に居住する市民の利用に供することを目的とする公園で、市民の身近な運動を中心としたレクリエーション施設を主体に、休養、修景施設等を配置します。誘致距離 1km、面積 4ha を標準として 4 箇所、18.7ha を整備します。
B 都市基幹公園	a 総合公園	休憩、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションの拠点となることを目的とした公園で、既設の大町公園を 7.6ha 拡張します。
	b 運動公園	市民の日常的かつ週末の運動目的に供する公園として、また避難地の性格を考慮し、防災拠点となる所に分散し、2 箇所、24.5ha を整備します。
C 特殊公園	歴史公園	国指定の史跡である曾谷貝塚を歴史公園として 1 箇所約 2.6ha 整備します。また、姥山貝塚公園を拡張整備します。
D 広域公園		主として一つの市町村区域を超える広域的なレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、本市と船橋市にまたがる柏井町・藤原地区で千葉県施行による(仮称)葛南広域公園(約 14.9ha)を整備します。
E 緩衝緑地		道路や工場からの大気汚染、騒音等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的に境界地区に設置する緑地で、外かん道路の整備にともない 10ha を整備します。
F 都市緑地		都市の自然環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図ることを目的とする緑地で、北東、北西部地域の斜面緑地等、合計 5.5ha を整備します。

都市公園の用地確保

- ・買収による確保を行うほか、借地方式や関連施設との一体整備、既設公園の統合・再編、生産緑地の転換等により、都市公園の用地確保を推進します。
- ・工場の移転等による跡地は、都市公園の用地としての活用も検討します。

身近な小広場(ポケットパーク)等の整備

- ・地域のシンボル及び地区住民の憩い、語らいの場として、住宅密集地や商業地等の道路や川沿いに小広場(ポケットパーク*)を整備します。

2) 都市公園の魅力高める

公園の再整備の推進

- ・子どもの多い地域では遊具を充実したり、高齢者の多い地域ではベンチ・花壇・芝生等の憩いの場を充実する等、公園利用の多様化、高齢社会の到来、地域住民のニーズに適した魅力ある公園として再整備を推進します。

自然環境を活かした都市公園の整備

- ・貴重な動植物がみられる樹林地等、自然環境を有する公園では動植物等の生息・生育環境の保全に配慮した整備を行います。

特色ある都市公園の整備

- ・自然環境や利用者ニーズ等の地域特性を踏まえた特色ある公園づくりを推進するため、専門家を交えた地域住民によるワークショップ方式等を活用した公園づくりを推進します。

- ・都市公園の新規整備やリニューアルの際に市川市の特色であるクロマツの植樹について生育に適した環境の検討を踏まえたくえで推進します。

安全・安心の公園整備

- ・公園内における犯罪の防止を図るため、見通しを確保するとともに照明等の付帯施設を充実します。また、公共施設と一体となった公園づくりを進めます。

ユニバーサルデザインの公園整備

- ・公園内の園路、トイレ、水飲み場等の施設を全ての人が気持ち良く利用でき、人々の憩いの場となる公園整備を進めます。

(3) 公共施設の緑を増やします

市役所、公民館、学校等の公共施設は、市内に配置され日常生活と密接に関わる施設であるため、地域の緑のシンボルとし、潤いと安らぎのある緑の景観を提供する等、他にさきがけた緑化を進めます。

1) 公共公益施設の緑を増やす

公共施設の緑化推進

- ・児童遊園、住民サービス施設等の公共施設の緑化を推進します。
- ・児童遊園は、状況に応じて拡張整備を行い都市公園として位置づけていくほか、新規の整備を推進します。
- ・市役所、公民館等人々が多く集まる公共施設の敷地については、緑化率を向上します。

モデル緑化の推進

- ・建築物の屋上・壁面緑化等の新しい技術による緑化手法を採用したり、パーゴラ*、植え込み等少ないスペースを有効に利用した、民有地緑化のモデルとなるような緑化を推進します。
- ・公共施設の生垣化、中高木の植栽、屋上壁面緑化・道路緑化の視点から、地域にふさわしい植栽、維持管理の方針となる「(仮称)公共施設緑化推進方針」を策定します。

大規模施設の緑の拠点づくり

- ・江戸川第一終末処理場等、地域の拠点となる大規模な施設については、施設の上部や周辺の緑化を推進します。
- ・シンボリックな緑化、水辺環境に配慮した緑の拠点を創出します。

水循環に配慮した施設整備の推進

- ・水マスタープランに基づき、良好な水循環の保全・形成を進めるため道路、公共施設等の公共空間では、透水性舗装や敷地内緑化を行います。また、雨水貯留浸透施設の設置を推進します。

生息環境に配慮した緑化の推進

- ・身近な生き物の生息環境を確保していくため、公共施設に野鳥や昆虫等の生息環境を形成する樹木の植栽やトンボ等が生息できる池等を整備して、ピオトープネットワークの一翼を担います。

道路緑化の推進

- ・外かん道路のような幅員が広く市の都市軸となるような幹線道路は、植栽スペースを十分に確保する等、沿道環境に配慮した植栽を進めます。
- ・緑豊かな空間を形成するため、緑視効果の高い樹種の導入等により、ボリューム感のある緑を創出します。
- ・駅前広場には、シンボルツリーの植樹等を進めます。

2) 緑の学校づくりを推進する

学校の緑化の推進

- ・小中学校を地域の緑の核とし、屋上や壁面の緑化、校庭の緑化、生垣や花壇の設置、緑に囲まれた通学路の整備等を進めます。
- ・緑化に当たっては、子どもたちの思い出となり、また大木となるシンボル樹の植栽を推進します。
- ・休日や夏休み等学校教育との調整を図りながら、緑にふれられる場として地域への校庭の開放を進めます。

環境学習等の推進

- ・小中学校の敷地内にトンボ池等身近な小動物や昆虫等が生息できる空間をつくり、生態観察を通して自然の大切さを学べる場の形成を推進します。
- ・子どもたちが、学校の花壇づくりや地域の農家の方々の協力のもと野菜づくりをしたり、収穫をする農業体験、樹林地での自然体験活動等の環境学習を推進します。

(4) 民有地の緑を増やします

密集した市街地や工業地における建築物の屋上・壁面緑化、屋敷林や社寺林の保全等、日常生活の中に潤いや親しみをもたらし、安全で快適なまちを形成する緑を育みます。

1) 緑あふれるまちづくりの推進

住宅地の緑化の推進

- ・戸建住宅の新築や改築時に対する緑化指導を進めます。
- ・公共性がある駐車場の設置にあたっては生垣等による緑化を指導・支援します。
- ・身近な生き物の生息環境を確保していくため、住宅地の庭やベランダに野鳥や昆虫の生息環境の一部を担う樹木や小池、水鉢を配置する等のエコアップ*を推進します。
- ・沿道の民有地では、潤いのある景観を形成していくとともに、地域の安全性を高めるために、ブロック塀の生垣化の助成制度を拡充します。

オープンガーデンの推進

- ・花や緑で飾られた市街地の庭は、市街地における街並み緑化にふさわしい役割を担うことから、オープンガーデンを推進し、人と人との交流や自然とのふれあいの場を創出します。

屋上や壁面への緑化の推進

- ・建築物の屋上、ベランダ、壁面の緑化は、市街地のヒートアイランド現象の緩和にも寄与することから、「市川市屋上等緑化推進事業補助金交付要綱」に基づき、支援します。

- ・高層建築物には、周辺環境に配慮し、緑化施設整備計画認定制度による屋上等の緑化を推進します。

総合設計制度や地区計画等による緑化の推進

- ・市街地緑化の充実をめざして、総合設計制度*や地区計画制度を活用して、幹線道路沿いや駅前地区等に公開空地や沿道の緑の確保を進めます。
- ・オープンスペースの創出に努めます。

緑地協定の推進

- ・土地区画整理事業や市街地再開発事業では市民・事業者による緑地協定制度の適用を進めます。

商業・業務地の緑化の推進

- ・市川駅、本八幡駅、行徳駅の周辺等、商業・業務地においても緑化の推進に努めます。まとまった緑化スペースが確保できない中心市街地では、屋上や壁面への緑化、花鉢、ハンギングバスケット*の設置等、少ないスペースを有効に利用した緑化を指導・支援します。

工場等の緑化の推進

- ・「工場等の緑化に関する要綱」に基づく緑地面積の確保等、地域の緑を増やすための協力を要請、指導します。
- ・工場等の敷地内に植栽や池の造成等、野鳥や昆虫等の小動物が生息するビオトープづくりを支援します。

(5) 水と緑のネットワークを形成します

地域の生態系に配慮し、生物の生息空間として連続した樹林地や湧水から都市河川、東京湾へと続く水系を保全し、多様な生物の生息の場とするとともに地域の水循環を健全に保ちます。

樹林地や公園緑地と豊かな街路樹のある道路や緑道、都市河川とを回廊として結び、レクリエーションや防災機能を持つ水と緑のネットワークを形成します。

1) 機能別のネットワークを形成する

ビオトープネットワークの形成

- ・生き物の生息・移動空間としての公園や樹林地等の拠点間を結ぶ河川や道路を緑化し、多様な生き物の移動が可能なビオトープネットワークの形成を進めます。
- ・樹林地等が分断される場所には多様な生き物が移動可能なエコロード*等の手法を導入し、生息環境の分断を防止します。

防災ネットワークの形成

- ・避難地としての役割を担う公園、緑地や江戸川河川敷を街路樹のある道路や緑道で結び、防災ネットワークの形成を進めます。
- ・避難路として役割を担う都市計画道路等では、災害時に有効な防火性の高い樹木の植栽帯を設置することで、延焼遮断帯として機能を有する緑化を推進します。

レクリエーションネットワークの形成

- ・公園、緑地を結ぶ河川、道路沿いには、休憩施設を配置して、周辺の景観や史跡等、地域の特色を楽しむことができるレクリエーションネットワークを形成します。
- ・江戸川の河川敷は、重要な郷土景観及び市民が水辺の自然とふれあうレクリエーション活動ができる場として、水辺の自然を活かした整備を進めます。
- ・旧江戸川は、沿川地域のレクリエーションの軸として、緩傾斜護岸*と一体となった緑道の整備を進めます。

風の道づくりの推進

- ・ヒートアイランド現象や大気汚染の緩和を図るため、江戸川や東京湾等の冷涼な川風や海風を市街地に運ぶ風の道づくりを進めます。
- ・江戸川、真間川水系各河川と大町、柏井周辺の緑地との連携を図るとともに、調節池の周辺及び幹線道路の緑化を推進し、風の通り道を形成します。

桜ネットワーク整備構想の推進

- ・桜並木および桜公園等のネットワーク化を推進します。特に、江戸川沿いに点在する既存の桜を連続させるため、堤防天端部を拡げて植栽し、里親制度*で管理していく江戸川桜並木整備事業を推進します。

大規模な公園緑地等のネットワークの形成

- ・大規模な公園緑地等のネットワーク化をめざし、北西部では「水と緑の回廊」、南部では「緑の遊歩道」「緑のふれあいネットワーク」の形成を推進します。

(6) 緑のパートナーシップを推進します

市民や事業者とのパートナーシップのもと、緑を守り、更に育てる運動を積極的に行い、保全、育成に有効なピーアールに努めるとともに市民の緑化活動への支援の充実を推進します。

1) 緑と花に対する関心を高める

啓発活動の推進

- ・ 緑と花のリーフレット、パンフレット、各種ポスター等、出版物を発行して啓発活動を推進します。
- ・ 屋上・壁面緑化等新しい緑化手法の紹介や緑地の維持管理に関する情報、緑地の管理ボランティア*の募集等、「広報いちかわ」やホームページを通じて広く啓発します。
- ・ 自治会活動への参加や様々な企業イベントとタイアップして、緑に関するピーアール活動を推進します。

緑と花のイベントの開催

- ・ 緑化フェアや花めぐりツアー等、緑と花のイベントを充実します。
- ・ 市民、事業者と幅広いパートナーシップを推進するために緑と花に関するコンクール、展覧会等を開催します。

緑と花の講習会の充実

- ・ 市の木「クロマツ」、市の花「バラ」等の庭木や園芸種の講習会を開催するとともに緑と花に関する相談室を充実します。

2) 緑と花の組織(人)をつくる

緑の調査専門委員の活用

- ・ 市民や学識経験者の中から、緑の調査専門委員を委嘱し、緑の保全に関する市への意見、提言をはじめ公園のあり方等について意見や提言を求めます。

緑と花に関する市民団体のネットワーク化の推進

- ・ 緑と花にかかわる様々な市民団体のネットワーク化を推進し、グループ間の情報交換や交流の機会等を設けます。

緑地の管理ボランティアの育成

- ・ 講習会やイベント等の周知活動を充実し緑地の保全や緑化活動に自主的に参加する緑地の管理ボランティアを育成します。

(仮称)緑の市民大学の設置

- ・ 市民一人ひとりが緑や花に関心を持ち、緑地の保全や緑化活動に自主的に参加できるよう知識や技術を提供する「(仮称)緑の市民大学」を設立し、生涯学習の一環として展開します。

3) 緑と花の活動への支援

市民参加の公園・緑地づくり

- ・ 新たな公園の整備及び今ある公園の改修については、市民が主体となって計画策定に参加する等、利用者の意見を踏まえた公園づくりや公園利用のルールづくりを進めます。
- ・ 街区公園等の身近な公園・広場、道路の緑については、市民の創意工夫に基づく維持・管理(里親制度の導入等)を推進します。

- ・市民参加の公園計画や管理については、市が支援していきます。

緑のリサイクル活動の推進

- ・緑のリサイクル活動として「樹木銀行」を設け、樹木の提供や引き取りを行い、市内にある緑を有効に活用します。
- ・循環型社会を形成していくため、公園等の維持管理で発生した枝葉のリサイクル化（堆肥化等）をさらに進めます。

市川市緑の基金の協力・支援

- ・市民・事業者・市の協力体制を確立し、本計画の施策を推進するために、市民活動を支援する窓口となる緑の基金の支援、拡充を図り、まちの緑づくりのための活動を推進します。

緑のトラスト運動の支援

- ・緑のトラスト運動*の支援を推進するため、基金の創設、冊子、マスコットキャラクター等の販売、年会費の会員制を導入することによる寄付金の募集等を推進します。

公園ボランティアへの支援

- ・公園、緑地の清掃や花壇の花植え、管理等のボランティア活動を支援します。
- ・公園内の一部に収益の上がる有料施設を設置し、市民団体やNPO*の協力を得ながら管理運営を行い、その収益を緑の維持管理に利用する等、新たな維持管理手法や体制づくりを進めます。
- ・事業者が公園、緑地の管理の一部をサポートしていただき、支援内容に応じて「企業ピーアール」ができる方策を推進します。

- 「樹木1本、生垣1m運動」の支援
- ・市民一人ひとりが樹木や草花を植えて育てていくため、一人あたり「樹木1本、生垣1m運動」を進めます。